

「平準化工事」の発注について

横浜市では令和5年度より、工期1年未満の工事であっても債務負担行為を柔軟に設定し、契約初年度に前払金を支払い年度を跨ぐ工期設定とすることで施工時期の平準化を図る工事（以下、「平準化工事」という。）を実施しています。

横浜市建築保全公社としても、施工時期の平準化を図るため、契約初年度に前払金を支払い年度を跨ぐ工期設定とする「平準化工事」を令和5年11月以降に発注します。

なお、従前の「ゼロ債工事」については、引き続き、発注してまいります。

1 調達公告での「平準化工事」の表示について

施工時期の平準化を図るため、契約初年度に前払金を支払い年度を跨ぐ工期設定とする工事であることを明確にするため、調達公告の左上に「【平準化工事】」と記載します。

2 前払金の支払いについて

前払金は、契約初年度に一括で支払います。契約初年度の支払は、原則として前払金のみとなります。

3 出来形部分検査及び部分払について

契約初年度末の出来形部分検査は省略します。契約初年度に部分払は行いません。

4 適用

令和5年11月1日以降に契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）を行う案件から適用します。

（問い合わせ先）
公益財団法人横浜市建築保全公社
総務課 契約係
TEL：045-641-3121